

平成二十八年法律第七十六号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等
第一節 人工衛星等の打上げに係る許可（第四条～第十二条）
第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定（第十三条～第十五条）
第三章 機構による申請手続の特例（第十九条～第二十条）
第四章 内閣総理大臣による監督（第三十一条～第三十四条）
第五章 ロケット落下等損害の賠償（第三十五条～第三十八条）
第六章 ロケット落下等損害賠償責任保険契約（第三十九条）
第七章 雜則（第五十五条～第五十九条）
第八章 罰則（第六十条～第六十五条）
附則（第一条～第五十四条）
第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等による損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用する諸規約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸規約（月そとの他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（第二十二条第二号において「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。）

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電気的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。）から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常

に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害（デリズムの行為その他その他の発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害（第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。）を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいふ。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。（この法律の施行に当たつての配慮）

十二 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

十三 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあっては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあっては、その適合認定番号）

十四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

十五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

十六 その他内閣府令で定める事項

第十二条 国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による（欠格事由）

第十三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇

宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が國の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可（第二節～第十二条）

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定（第十三条～第十五条）

第三節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条～第二十条）

第四節 内閣総理大臣による監督（第三十一条～第三十四条）

第五節 ロケット落下等損害の賠償（第三十五条～第三十八条）

第六節 供託（第四十九条～第五十二条）

第七節 人工衛星落下等損害の賠償（第五十三条～第五十四条）

第八節 罰則（第六十条～第六十五条）

附則（第一条～第五十四条）

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等による損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用する諸規約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある國又は地域をいう。以下同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 第十二条の規定により許可を取り消され、心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 条 許可の基準

内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の中請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

一 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無

線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

四 口 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（次号及び第十六条第二項第三号において「飛行中止措置」という。）を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 行 置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確か円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更がしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行ふに当たつては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行ふに当たつては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る)の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という)をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。)をいう。

(承継)

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けて人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係

る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者（この法律の規定による地位を承継する。）の規定は、前三項の認可について準用する。

5 第五条及び第六条（第三号（ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

（死亡等による許可の失効）

二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員
（許可の取消し）

（第十二条） 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第五条第一号又は三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。

四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる
打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しな
くなつたとき。

五 第七条第一項の規定により許可を受けなけ
ればならない事項を同項の許可を受けないで
変更したとき。

六 第八条の規定に違反していると認めるとき。
七 第三十四条第一項の規定により第四十条第一
項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一
項から第三項までの認可に付された条件に
違反したとき。

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの 型式認定

(型式認定)

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛
星の打上げ用ロケットの設計について型式認定
を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣
府令で定めるところにより、次に掲げる事項を
記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケット
の設計がロケット妥安基準に適合していること
を証する書類その他内閣府令で定める書類を添
えて、これを内閣総理大臣に提出しなければな
らない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

三 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたとき
は、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケッ
トの設計がロケット妥安基準に適合していると
認めるときは、同項の型式認定をしなければな
らない。

4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号
が付された型式認定書を交付することによつて
行う。
(設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、
同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようと
するとき(ロケット妥安基準の変更があつた場
合において、当該型式認定を受けた人工衛星の
打上げ用ロケットの設計がロケット妥安基準に
適合しなくなつたときを含む)は、内閣府令
で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を
受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定
める軽微な変更については、この限りでない。
2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第
二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更

があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める輕微な変更をしたときは、遲滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(型式認定の取消し)

第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことがができる。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。

二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第三節 打上げ施設の適合認定

(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式（その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。）ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、構造及び設備番号又は外国認定を受けた旨

四 飛行中断措置の他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

五 その他内閣府令で定める事項

<p>第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例</p> <p>機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について第十六条第一項の適合認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかるらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続により、他の内閣府令で定める簡略化された手続により行うことができる。</p>	<p>第二項 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を亦更しようとするとき（型式別施設安全基準の変更があった場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。）は、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りではない。</p>	<p>第三項 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>(適合認定の取消し)</p>	<p>第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。</p> <p>一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。</p>	<p>第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかるらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続により、他の内閣府令で定める簡略化された手続により行うことができる。</p>
--	--	--	---	--

(許可) 第二十条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機若しくは我が国が管轄権を有する人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された人工衛星管理設備（以下「国内等の人工衛星管理設備」という。）を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。
2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えてこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 人工衛星管理設備の場所（船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあっては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあっては当該人工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府令で定める事項、三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使田する場合には、その軌道
四 人工衛星の利用の目的及び方法
五 人工衛星の構造
六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置（以下「終了措置」という。）の内容
七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画（以下「管理計画」という。）
八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者（以下「死亡時代代理人」という。）の氏名又は名称及び住所
九 その他内閣府令で定める事項
(次格事由)
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行

前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに関する産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額（当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあつては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該相当措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれか多い金額）を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。

第四十条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間

（ロケット落下等損害賠償補償契約の期間）

期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

（補償金）

第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失に係る契約金額までとする。

第四十三条 政府は、一会计年度内に締結するロケット落下等損害賠償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償契約を締結するものとする。（時効）

第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行ふことができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するとときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額
(補償金の返還)

第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つたこと。

二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条（業務の管掌）第一号又は第五号に該当していたこと。

三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えることが明らかとなつたとき。

二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。

三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

（内閣府令・法務省令への委託）

第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

二 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。（業務の委託）

第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他の内閣府令で定める事項を告示しなければならない。

（損害賠償担保措置としての供託）

第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所（国内に事務所がない場合は、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所（船舶に搭載された打上げ施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地）の最寄りの法務局又は地方法務局に、金額又は内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。）によりするものとする）

第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するとときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

（供託物の取戻し）

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金額又は有価証券（供託物の取戻し）

（内閣府令への委託）

第五十二条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金額又は有価証券（供託物の取戻し）

（内閣府令への委託）

第五十三条 この節に定めるものほか、この内閣府令・法務省令で定めるもの。

（無過失責任）

第五十四条 前条の規定にかかるとおり、人工衛星等の打上げ等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。（賠償についてのしん酌）

第七章 雑則

（宇宙政策委員会の意見の聴取）

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二号第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならぬ。（財務大臣との協議）

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。（国に対する適用除外）

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十一条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二号第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

七 第二十二条第一項の規定による命令に違反した者

八 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の規定に係る終了措置を講じなかつた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第三十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第十一条、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 附則第三条及び第十条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十条第一項の規定により、その申請を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第十条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十条第一項の規定により、その申請を行うことができる。

2 第十三条第一項の型式認定又は第十六条第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く。)は、この法律の施行前においても、第百四十三条、第百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

3 機構は、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十二条若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行なうことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

二 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項、第二十五条第一号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

三 第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

4 機構は、その行爲等に關する経過措置

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政府の处分その他の行爲及び当該規定により生じた失職の効力については、なお從前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(検討)

第四条 この法律の施行の際現に行われている人 工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七条)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を経過した日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月二三日法律第八三号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を経過した日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

七条(民間あつせん機関による養子縁組のある児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

八条(民間あつせん機関による養子縁組のある児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日